

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体制をもつ言語である。手話をつかうろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、過去にはろう学校では手話は禁止され、また、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、政府は、本年1月20日に障害者権利条約を批准したところである。

平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えている。

よって、国においては、こうした「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年9月30日

稲城市議会議長 中山 けんじ

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
総務大臣

} あて